

令和3年10月8日
国土交通省

新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた協力継続のお願いについて

平素より国土交通行政に対するご理解とご協力に感謝申し上げます。

現在、政府をあげて新型コロナウイルス感染拡大の阻止に取り組んでいますところ、その一環として、貴団体が実施される予算要望活動等に関し、令和3年7月30日付文書においてお願いをしましてまいりました感染防止対策の徹底につきまして、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本年9月30日をもちまして緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は全面解除となりましたが、感染の再拡大を防止する観点から、人流や人との接触機会を引き続き削減することが重要です。9月28日の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された新たな基本的対処方針におきましても、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際して、基本的な感染防止策を徹底するなど、対策の緩和については段階的に行うこととされております。

こうした状況を踏まえ、当面の間、引き続き以下の点にご留意いただきますよう、改めてお願いいたします。また、各都道府県におかれましては関係市町村へのご連絡をお願いいたします。

- 当面、要望書等は、原則として、郵送など文書で受け付けさせていただくとともに、面会を希望される場合はオンライン形式で対応させていただきます。文書・オンライン形式のいずれの場合であっても、従来の面会による場合の扱いと何ら変わりなく、要望内容等について真摯に受け止めさせていただきます。
- なお、地方公共団体の長又は地方議会の議長が対面による面会を希望される場合には、訪問人数を必要最小限とする（随行の方を含め5名以内）とともに、マスク着用の徹底と手指の消毒、発熱者の入館やエレベーター内の会話の自粛など、感染防止対策の徹底への協力をお願いいたします。
- また、慣例的な訪問（人事異動の挨拶、年末年始の挨拶など）は、感染拡大防止の観点から、お控えいただくようお願いいたします。
- 各地方ブロックにおける対応については、それぞれを担当する地方支分部局にお問い合わせください。